

(2) 任意表示についての考え方(案)

- 消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりを踏まえ、事業者が消費者に対し、義務表示事項だけでなく、飲食料品の生産過程を含む「品質」に関する正確な情報を自ら積極的に開示することは、消費者の利便の一層の向上につながるだけでなく、事業者にとっても消費者から高い評価を得る絶好の機会となると考えられる。
- 情報開示にあたっては、消費者に誤認を与えないような表示となるよう留意する必要がある。
- 情報提供方法の検討
 - (1) 商品への表示
 - (2) 製造業者のホームページにおける情報提供
 - (3) お客様相談窓口等消費者からの問い合わせへの対応
- 生産情報公表JAS、あるいは地産地消や地域ブランド等の動きなど、産地、地域、製造業者のこだわりなどを活かした取組との連携

(参考) 原料原産地表示の義務化対象以外のものへの原料原産地表示について

加工食品品質表示基準(抄)

第4条

(8) 原料原産地

3 対象加工食品にあつては主な原材料以外の原材料の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあつては原材料の原産地を第1項第8号アからオまでの規定(注:原料原産地表示の具体的な方法の規定)により記載することができる。この場合において、これらの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。

第5条

特定の原産地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあつては、第4条第1項第8号(注:原料原産地表示の規定)及び第3項(注:原料原産地表示の義務対象外の品目についての規定)の規定により表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100%である場合にあつては、割合の表示を省略することができる。

(1) 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合

(2) 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類 of 原材料をあわせたものに占める重量の割合